

2019年8月15日

取引先各位

日本装芸株式会社
総務・経理部

消費税率引き上げに対する注文・請求の取り扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、下記の通り注文書・請求書を取り扱います。

お取引様におかれましては、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

区分	(1)	(2)	(3)
注文日	2019年3月31日以前	2019年4月1日以降	
引渡し日	不問	2019年9月30日まで	2019年10月1日以降
消費税率	8%	8%	10%
補足事項	工事完了日が2019年10月1日以降でも消費税率は8%のままとする。 (工事を伴わない機器・管材類の納品を除く)	注文後、工期が2019年10月1日以降に延期された場合は、区分(3)の方法による。	※1~3による。

※1	2019年9月30日までの出来高に対する請求書は消費税率8%で記載。
※2	2019年10月1日以降の出来高に対する請求書は消費税率10%で記載。
※3	注文日~2019年9月30日までの確定支払額に対する8%と10%の消費税差額は2019年10月以降に別途支払い。

このほか、注文書未発行の支払いは、2019年9月30日まで納品、引き渡し分は8%、10月1日以降の納品・引き渡し分は10%で計算いたします。

ご不明な点は、総務経理部(03-3756-5461)までお問合せください。

2019年8月15日

取引先各位

日本装芸株式会社
総務・経理部

【令和元年10月15日締め切りの請求書について】

令和元年10月15日締め切りの請求書については、「消費税率引き上げに対する注文・請求の取り扱いについて」の通り異なる税率が適用される期間を挟むため、下記の通り請求書を2枚に分けてご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 1 8%税率適用分 9月30日までの出来高・納品分
- 2 10%税率適用分 10月15日以降の出来高・納品分

10月15日以降の請求書につきましても、9月30日までの出来高・納品分がある場合には、上記の通り請求書を別々にしてください。

以上